

### 県条例骨子(たたき台)に対して頂いた意見の整理表

資料 1

県条例骨子(たたき台)		頂いたご意見		分類案	県の考え方	通し番号
		民間支援団体の提案	各委員からのご意見			
第1条 (目的)		第1条 (～目的～) この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)に基づき、犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を定め、県、県民等事業者等及び民間支援団体の責務を明らかにすることによって、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、安心して暮らせる社会を実現することを目的とする。		A	同様の趣旨と考えます。	1
			2項に関して 7条で「市町村の役割」を規定する関係上「県」「県民」の間に「市町村」を入れるべきではないでしょうか? 福岡県条例はそのように規定しています。	A	意見を反映します。	2
			(4)に関して 「犯罪被害者等の権利利益の保護」の規定を尊重すべき。	A	意見を反映します。	3
			(4)に関して 「…犯罪被害者等の権利利益の保護…」については、福岡県以外の表現に合わせて「…被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図る」とした方が良い。	A	意見を反映します。	4
第2条 (定義)		一 犯罪等 犯罪(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文(緊急避難)、第39条第1項(心神喪失)又は第41条(刑事責任年齢)の規定により罰せられない行為を含む)及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。	・カッコ書きの事由を理由に無罪、不起訴になった事案であっても、被害者救済を図るべきであるから、上記カッコ書き部分を入れるべきである。	B	犯罪被害者等基本法(以下「基本法」という。)の規定に合わせた表現にしていますが、委員からの意見のあった、「犯罪」についての規定は、たたき台の「犯罪」の規定と同義です。	5
		二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族、遺族をいう。	「害を被った者」と表記すべきである。	A	意見を反映します。	6
第2条 (定義)		七 二次被害 犯罪被害者等に対して犯罪被害等に付随してもたらされる追加的苦痛、例えば、行政及び司法の担当者等、県民等、事業者等及びマスメディア関係者等による偏見、無理解、差別等の誤った扱いによって生ずるプライバシーの侵害、名譽の毀損、精神的苦痛、心身の変調等の被害をいう。	・骨子案は、「二次被害」と「犯罪被害等」を区分していない。「二次被害」と末尾「その他」に記載の定義一六一「犯罪被害等」にピントを合わせるには区分する方が良い。	B	「二次被害」については、たたき台第2条(3)に、「犯罪被害等」については、たたき台第2条(1)「犯罪等」、(2)「犯罪被害者等」で規定しています。	7
			「二次被害」について①「名譽の毀損」②「プライバシーの侵害」を加えるべきと考えます(福岡県条例は「名譽の毀損」を、北海道条例は「プライバシー侵害」に言及しています。骨子案3条(3)において「名譽」と規定されていることともリンクします。	①A ②B	①「名譽の毀損」については、意見を反映します。 ②「プライバシーの侵害」は、「私生活の平積の侵害」に含まれるので、規定は不要と考えます。	8
			①「インターネットを通じて行われる誹謗中傷」について、誹謗中傷はインターネット以外でも可能性があるので、「インターネット等による誹謗中傷」とした方が良い。 ②「…精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平積の侵害、経済的な損失等の被害」について、「経済的損失」とそれ以外の被害は範疇が異なっており(前段の修飾語は、経済的損失以外に掛かっているものと思われる)、書き分ける必要がある。 ③「私生活の平積の侵害」について「名譽」も加えて「私生活の平積及び名譽の侵害」としてはどうか。	①A ②B ③A	①については、意見を反映します。 ②については、二次被害により、退職を迫られ、経済的な損失を被る事案も想定されることから、たたき台とのおりの規定しています。 ③については、意見を反映します。	9

県条例骨子(たたき台)に対して頂いた意見の整理表

資料 1

(A:条例骨子(たたき台)に反映するもの B:反映出来ないと考えるもの)

県条例骨子(たたき台)	頂いたご意見		分類	県の考え方	通し番号
	民間支援団体の提案	各委員からのご意見			
第2条 (定義)  たたき台に規定なし	十一 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)以下「支援法」という)に定める犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等への支援を目的とする団体及び犯罪被害者等で組織する民間の団体(自助グループを含む)をいう。	①支援法を引用して、犯罪被害者等早期援助団体を定義すべきである。 ②支援を行う団体のほかに、犯罪被害等で組織する民間の団体を入れるべきである。	①A ②B	①意見を反映します。 ②たたき台の「その他の犯罪被害者等支援を行う…」以下については、犯給法第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体に限らず、広く犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間団体を含み、団体案で規定されている自助グループも含みます。	10
		「…を目的とする…」に「主たる」を加え、「…を主たる目的とする…」にした方が良い。	A	意見を反映します。	11
	三 ①犯罪被害者等のための施策 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事・民事等に関連する法的手続に適切に関与することができるようになるとともに、犯罪被害者等が二次被害及び②再被害を受けることを防止し、受けた二次被害及び③再被害を回復し、軽減し、再び平穏な生活を取り戻すことができるよう支援するための施策をいう。		①A ②B	①「犯罪被害者等のための施策」の規定について…意見を反映します。 ②「再被害」の用語の規定について…たたき台第2条の「(1)犯罪等」及び「(2)犯罪被害者等」の規定に含まれますので、規定する必要はないと考えます。	12
	四 県民等 県内に住所を有する者、居住する者、勤務する者、在学する者及びそれらの者が県内において組織する一般もしくは公益の団体・財団法人、NPO法人、ボランティア団体、PTA、サークル等の団体をいう。	「県民等」についての定義の項があつた方がいい。	B	県条例においては、「県民等」の定義は、定義しません。	13
	五 事業者等 県内において事業活動を行う会社、法人、個人及びその役員、従業員等の構成員をいう。	「事業者等」についての定義の項があつた方がいい	B	県条例においては、「事業者等」の定義は、定義しません。	14
	六 犯罪被害等 犯罪行為時又はその直後における犯罪等を直接的な原因として生じる死亡、身体の傷害・障害、精神的苦痛など心身への被害並びに犯罪等に遭ったことによって生じる、転居を余儀なくされ、医療的処置を受けることを迫られ、やむなく司法上の対応を行うことなどによって生じる経済的損失、精神的な負担などをいう。	・犯罪被害(一次被害)をコア(核)として、その周辺の被害を定義に取り込み、同じく周辺被害である二次被害と区別した定義を置く方が良い。	B	「犯罪被害等」の定義については、たたき台第2条の「(1)犯罪等」及び「(2)犯罪被害者等」で規定されていますので、改めて規定する必要はないと考えます。	15
	八 再被害 犯罪被害者等が、直接・間接を問わず、再び同一の加害者からもしくは同種の犯罪等により犯罪被害を加えられることをいつ。	明石市の「絶歌」の例、サムの息子法(Son of Sam law)、原野商法の例があり、「再被害」の定義を入れた方が良い。	B	「再被害」の定義については、たたき台第2条の「(1)犯罪等」及び「(2)犯罪被害者等」で規定されていますので、改めて規定する必要はないと考えます。	16

県条例骨子(たたき台)に対して頂いた意見の整理表

資料 1

(A:条例骨子(たたき台)に反映するもの B:反映出来ないと考えるもの)

県条例骨子(たたき台)		頂いたご意見		分類案	県の考え方	通し番号
		民間支援団体の提案	各委員からのご意見			
第2条 (定義) たたき台に規定無し	第2条 (定義)	九 二次受傷 犯罪被害者等の支援に携わる者が支援を行う過程で、被害者と同様の外傷性ストレス反応を負うなど心身に傷病等を生じた場合を言う。		B	この条例は、犯罪被害者等の支援に特化した条例となっている為、二次受傷については、規定しません。	17
		十 関係機関・団体等 犯罪被害者等のための施策に関する機関及び団体等をいう。		B	委員から提案のあった「関係機関・団体等」については、たたき台第2条(定義)において規定がないので、敢えて規定する必要はないと考えます。	18
		十二 直接支援員・相談員 支援法第23条第9項による平成14年国家公安委員会規則1号の第5条に定める者をいう。		B	委員から提案のあった「直接支援員・相談員」については、たたき台において規定がないので、敢えて規定する必要はないと考えます。	19
(1) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい待遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。  (2) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の状況に応じて適切に対応することを旨として推進されなければならない。	第3条 (基本理念) 2 犯罪被害者等のための施策は、二次被害及び再被害を防止し、回復し、軽減するために必要な支援を適切かつ継続的に受けられるよう講じられるとともに犯罪等によって被った苦及びそれを原因とする二次被害の状況並びに犯罪被害者等が置かれている状況及びその他の事情に応じて適切に講じられなければならない。					20
				B	「再被害」の定義については、たたき台第2条の「(1)犯罪等」及び「(2)犯罪被害者等」で規定されていますので、改めて規定する必要はないと考えます。	21
		すべて犯罪被害者等は、その名誉、プライバシー、平穏な生活への配慮がなされるなど犯罪被害者等としての尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい待遇を受ける権利を有する。		B	プライバシーについては、生活の平穏に含んでいます。ただし、この項は削除します。	22
(3) 犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏が害されることのないよう、二次被害の防止に十分配慮しなければならない。	3 名誉・プライバシー 4 生活の平穏	「名誉又は生活の平穏」—「名誉、プライバシー又は生活の平穏」とすることにより2条4項とリンクさせるべきと考えます。		B	プライバシーについては、生活の平穏に含んでいます。ただし、この項は削除します。	23
		今までは、2次被害が「名誉又は生活の平穏」に限定されるように読めるので、前条の定義と不整合。整合性のある表現とするか、いっそ、この号を削除してはどうか。		A	この項を削除し、「二次被害」については、たたき台の第4条から第8条までに規定します。	24

## 県条例骨子(たたき台)に対して頂いた意見の整理表

(A:条例骨子(たたき台)に反映するもの B:反映出来ないと考えるもの)

県条例骨子(たたき台)	頂いたご意見	分類	県の考え方	通し番号
	民間支援団体の提案			
(4) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。	3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう犯罪被害者等が被害を受けた直後から再び平穏な生活を取り戻すために必要な支援を途切れることなく受けられるように講じられなければならない。	A	「犯罪被害者等が被害を受けた直後から」を規定します。	25
	「必要な支援が」と「途切れることなく」の間に「被害発生時から」を加えるべきと考えます。	A	意見を反映します。	26
(5) 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関する者による相互の連携及び協力の下で推進されなければならない。	4 犯罪被害者等の支援は、国、県、市町村、関係機関・団体等、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関する者による相互の連携及び協力の下で推進されなければならない。	A	たたき台と同様の趣旨と考えます。	27
	1条「目的」(5)において「地域社会の実現」を掲げるのであれば、3条(5)においても「犯罪被害者等を支えることにより誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の形成を促進することを旨として推進されなければならない」を加えるべきと考えます。	A	意見を反映します。	28
(1) 基本理念にのっとり、国や市町村及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。	県は、前条の基本理念に則り、地域の状況に応じた犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、計画的に実施する責務を有する。	①A ②B	①意見を反映します。 ②国や市町村及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、対応することとするので、意見は反映しません。ただし、第9条に「連携体制の整備」として新たに規定するものとします。	29
	2 県は、国の施策に則り、県下各市町村、県域全体にまたがる関係機関・団体等、民間支援団体、事業者等との連携を図ることにより、これら公私の機関や団体が果たす犯罪被害者等への支援が実効的となるよう調整する役割を担うものとする。	A	意見を反映します。	30
(2) 犯罪被害者等支援において市町村が果たす役割を籠み、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。	2 県は、県下各市町村が犯罪被害者等支援のための施策を策定し、及び実施しよとするときは、情報の提供、助言、人材育成その他の必要な協力をを行うものとする。	B	市町村の役割について、たたき台第7条に規定があります。	31

県条例骨子(たたき台)に対して頂いた意見の整理表

資料 1

(A:条例骨子(たたき台)に反映するもの B:反映出来ないと考えるもの)

県条例骨子(たたき台)	頂いたご意見		分類番号	県の考え方	通し番号
	民間支援団体の提案	各委員からのご意見			
(1) 基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。	第5条 (県民の責務)	2 県民等は、基本理念に則り、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉、プライバシー及び生活の平穏を害する等により二次被害を与えることのないよう、また市民生活において犯罪被害者等を孤立させないように努めなければならない。 3 県民等は、犯罪被害者等への誤った認識及び偏見を取り除くよう努めなければならない。	A	意見を反映します。	32
		偏見の除去は入れるべきである	B	たたき台第1項の「…理解を深めるよう努めるものとする」で、その趣旨を規定しています。	33
		「二次被害を生じさせないよう十分に配慮して行動」という文言を加えるべきと考えます。北海道、埼玉、滋賀、福岡、大分のいずれにも規定されています。	A	意見を反映します。	34
	(2) 県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。	県民等は、県がこの条例に基づき実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。	B	県条例においては、通常「努めるものとする」と規定します。	35
		「県が実施する…」は、「県及び市町村が実施する…」とした方が良い。	A	意見を反映します。	36
		県民の責務に変更…今後条例の理解とともに責務としての取り組みが必要であると思われるため。	B	県条例においては、責務等を規定する場合、「県」以外の団体等については、「役割」と規定します。	37

## 県条例骨子(たたき台)に対して頂いた意見の整理表

(A:条例骨子(たたき台)に反映するもの B:反映出来ないと考えるもの)

県条例骨子(たたき台)	頂いたご意見			分類	県の考え方	通し番号
	民間支援団体の提案	各委員からのご意見				
(1) 基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。	事業者等の責務 第7条 事業者等の責務	事業者等は、その事業活動を行うに際し、犯罪被害者等のプライバシー及び名誉を侵害する等によって犯罪被害者等に二次被害を与えることのないよう十分に配慮するとともに、職場等において犯罪被害者等を孤立させることのないよう努めなければならない。	・(①)二次被害防止及び(②)医療的処置及び就労の確保と継続の文言は、第15条(雇用の安定等)との関係で条例に文言として入れるべきである。	①A ②B	①意見を反映します。 ②(3)の「必要な配慮を行うよう努めるものとする。」でその趣旨を規定しています。具体的な施策については、この規定をもとに、今後の状況等を踏まえ検討していくこととします。	38
(2) 県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。	事業者等の責務 第6条 (事業者の役割)	事業者等は、犯罪被害者等が心身に受けた被害を回復するため、十分な医療的処置を受けることができるよう、またその被害に係る刑事・民事等の法的手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労の確保と継続及び勤務の状況に十分に配慮しなければならない。	県たたき台第2項について 「県が実施する…」は、「県及び市町村が実施する…」とした方が良い。	A	意見を反映します。	39
たたき台に規定なし		(全体に対する意見) 「その事業活動を行うに当たっては二次被害を生じさせないよう十分に配慮する」を加えるべきと考えます。福岡、埼玉、大分、北海道条例には記載されています。また、実際には不利益な取り扱いを受ける被害者が存在することからすると滋賀県条例のように「犯罪等による被害を理由とした不利益な取り扱いをすること等がないように配慮する」との文言を加えるべきと考えます。	事業者の責務に変更・上記5条と同じく取り組みとして必要であると思われる。	A B	意見を反映します。 県条例においては、責務等を規定する場合、「県」以外の団体等については、「役割」と規定します。	40 41

## 県条例骨子(たたき台)に対して頂いた意見の整理表

(A:条例骨子(たたき台)に反映するもの B:反映出来ないと考えるもの)

県条例骨子(たたき台)	頂いたご意見		分類表	県の考え方	通し番号
	民間支援団体の提案	各委員からのご意見			
第7条 (市町村の役割)	第5条 (県下市町村への協力要請)	県は、県下各市町村に対し、県下各市町村が地域の状況に応じた犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう要請するものとする。	・骨子案は、県の責務とは別に市町村の責務もしくは役割を県条例に書き込むが、市町村条例でなく県条例であるが故に条例案では「県下市町村への協力要請」とした方が良い。 ・民間支援団体案では「市町村の協力要請」となっていますが、市町村も地方公共団体として主体的に犯罪被害者支援に取り組む必要がありますので、骨子案どおり「役割」でよいと考えます。	B 県条例においては、責務等を規定する場合、「県」以外の団体等については、「役割」と規定します。	42
			「地域の状況に応じた…」について、頭に「国、県及び民間支援団体等との役割分担を踏まえ」を加えた方が良い。	A 県条例においては、責務等を規定する場合、「県」以外の団体等については、「役割」と規定します。	43
			市町村の責務に変更…上記条例の変更理由と同じ。	A 意見を反映します。	44
				B 県条例においては、責務等を規定する場合、「県」以外の団体等については、「役割」と規定します。	45
第8条 (民間支援団体の役割)	第6条 (基本理念の実現と専門的知識及び経験の活用)	民間支援団体は、基本理念にのっとり、県が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するとともに、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等の支援を推進するよう努めなければならない。		B 県条例においては、責務等を規定する場合、「県」以外の団体等については、「役割」と規定します。	46
			①「…基本理念にのっとり、犯罪被害者等が…行うにあたっては…」について、他県の例のように「専門的知識及び経験を活用し…」としてはどうか。 ②「…県が実施する…」は、「県及び市町村が実施する…」とした方が良い。	A 意見を反映します。	47
第9条 (相談窓口の設置、情報の提供等)	第7条 (専用支援窓口の設置)	県は、この条例に定める支援を実施するために専用の支援窓口及び相談室を設置し、専門的知見を有する職員を配置するなどの施策を講ずるよう努めるとともに、県の立場で県下各市町村に設置された専用の支援窓口の運用、役割の分担、人材の確保、その他市町村が必要とする事項について協力をを行うものとする。	被害者支援システムを構築し、横断的なコーディネート機能を持たせるには。 ①被害者支援に特化した専用窓口の設置と専門的知見を有する人員を配置する 必要がある。 ②広範かつ横断的なコーディネートが可能な機能を持つイメージで設置すべきである。 ③「専用の相談室の設置」は、被害者側からはプライバシーの保護の観点から必須である。 ④プライバシー、心情、名誉の点から、「県の窓口」と「市町村の窓口」との役割分担(顔が割れる。面を刺す)と連携が必要であり、県と市町村の目線(視野)の違いによるコーディネート機能が期待できる。	B たたき台第4条(県の責務)に規定しているとおり、国・県・市町村・民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、取り組むこととしています。	48
		県は、関係機関・団体等、民間支援団体と連携して、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活及び社会生活を営むことができるようするため、専用の相談窓口を設置し、犯罪被害者等が直面している一般的な問題について相談に応じ、助言を行い、犯罪被害者等の支援に理解のある専門職を紹介するなど必要な施策を講ずるものとする。		A たたき台9条と同じ趣旨と考えます。	49
			「必要な施策」の例示として、「派遣」(福岡)「弁護士の助言を受ける機会の確保」(和歌山)を加えるべきと考えます。	B たたき台「必要な施策を講ずるものとする」で対応できると考えます。具体的施策については、この規定をもとに、今後の状況等を踏まえ検討していくこととします。	50
			・「専用の相談窓口」は、直営か委託か。(民間支援団体に委託した方が実効性が高いように思う。)(もし、委託方式なら「民間支援団体等の協力を得て」などの文言で明らかにしておいてはどうか)	B 相談窓口は複数設置されており、直営、委託又は補助金で運営されているので、規定は不要と考えます。	51

県条例骨子(たたき台)に対して頂いた意見の整理表

資料 1

(A:条例骨子(たたき台)に反映するもの B:反映出来ないと考えるもの)

県条例骨子(たたき台)	頂いたご意見		分類番号	県の考え方	通し番号
	民間支援団体の提案	各委員からのご意見			
第10条 (経済的負担の軽減)	1 県は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、規則の定めるところにより、支援金を支給し、無利子の資金貸付を行う等必要な施策を講ずるものとする。  2 県は、関係機関・団体等及び民間支援団体が犯罪被害者等に対して既に実施している緊急支援金制度、給付型・貸与型の奨学金制度その他各種の経済的支援制度の情報を収集・提供し、及び助言その他必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言を行い、支援金を支給し、無利子の貸付を行う等必要な施策を講ずるものとする。」	B	具体的な施策については、その施策の必要性を検討のうえ、判断していくこととなりますので、条例の規定には馴染まないと考えます。	52
		骨子案は、「経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他必要な施策を講ずるものとする」に留めているが、これでは余りにも貧しいので、以下の県条例を見習って条例に具体的に書き込むべきである。 ・和歌山:生活資金の貸付け条項あり。 ・三重:見舞金の支給条項あり(死亡例で60万円)。	B	具体的な施策については、その施策の必要性を検討のうえ、判断していくこととなりますので、条例の規定には馴染まないと考えます。	53
第17条 (損害賠償請求の支援及び立替補償金)	県は、犯罪被害者等に対する加害者からの賠償の迅速かつ適正な実現を図るため、関係機関・団体のうち日本司法支援センター、弁護士会と連携し、犯罪被害者等の行う損害賠償(命令令の申立てもしくは刑事和解(犯罪被害者等の権利・利益の保護に関する法律(平成12年法律第75号)に定めるもの))、その他民事訴訟並びにその執行に關し、費用の負担を含め、必要な施策を講ずるよう努める。  2 前項により、犯罪被害者等が債権主義を取得した場合において県は、前条の支援金とは別に、規則の定めるところにより、立替補償金を支給などの施策を講ずるように努める。	「必要な施策」の例示として、「生活資金の貸付け等」(和歌山)、「支援金の支給」(明石市)もしくは「見舞金の支給」(三重)を加えるべきと考えます。犯罪被害者等基本法13条では、「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るために、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする」と規定し、「給付金の支給」を明示しています。	B	具体的な施策については、その施策の必要性を検討のうえ、判断していくこととなりますので、条例の規定には馴染まないと考えます。	54
		県下での具体例(立法事実)について ①§17条第1項の損害賠償請求支援は、基本法、基本計画の要請である。 ・政府の基本計画によると、「自治体に対し、被害者等が損害賠償を請求するについて支援と施策を講ずるよう努めること」を求めている。 ・「犯罪被害者等の権利利益の保護と刑事手続付隨法」(2000年)による刑事と解説制度、損害賠償命令制度を利用した調査、命令書があつても紙切れに終わる実体がある。 ②福岡、和歌山の条例:損害賠償請求への援助の条項を設けたことからすると、高知県条例にも入れるべきである。	B	具体的な施策については、その施策の必要性を検討のうえ、判断していくこととなりますので、条例の規定には馴染まないと考えます。	55

県条例骨子(たたき台)に対して頂いた意見の整理表

資料 1

(A:条例骨子(たたき台)に反映するもの B:反映出来ないと考えるもの)

県条例骨子(たたき台)	頂いたご意見		分類案	県の考え方	通し番号
	民間支援団体の提案	各委員からのご意見			
第10条 (経済的負担の軽減)		福岡県の条例…第14条の損害賠償の請求についての援助…を加えてはどうか	B	たたき台の「経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする」で対応できると考えます。具体的な施策については、この規定をもとに、今後の状況等を踏まえ検討していくこととします。	56
		経済的負担の軽減に関するものとして、別条項で「損害賠償の請求についての援助」が盛り込まれるべきと考えます。犯罪被害者等基本法12条は「国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする」と規定しています。この規定を踏まえ、「県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、弁護士の助言を受ける機会の確保等必要な施策を講ずるよう努めるものとする」(和歌山県)とするべきと考えます。	B	たたき台の「経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする」で対応できると考えます。具体的な施策については、この規定をもとに、今後の状況等を踏まえ検討していくこととします。	57
		「立替支援金」(明石市)の規定(債務名義を取得した犯罪被害者等に立替支援金を支給するもの)も別条項として盛り込まれるべきと考えます。明石市の規定では、市は、加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を取得した犯罪被害者等(死亡、重傷、性被害に限定)が当該請求権の立替払いを請求した場合は、立替支援金の支給を行ふものとする。ただし、犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他立替支援金の支給をすることが社会通念上適切ないと市長が認めるときはこの限りでないとしており、市が立替支援金を支給するときには犯罪被害者が有する加害者に対する損害賠償請求権を譲り受けける仕組みになっています。	B	具体的な施策の実施については、その施策の必要性を検討のうえ、判断していくことになりますので、条例の規定には馴染まないと考えます。	58
第11条 (日常生活の支援)		・「…犯罪等に起因する…」について、二次被害も加え「…犯罪等及び二次被害に起因する…」としてはどうか	A	意見を反映します。	59
		県は、関係機関・団体等、民間支援団体と連携して、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活及び社会生活を営むことができるよう犯罪被害者等が直面するさまざまな問題について相談に応じ、助言を行い、犯罪被害者等の支援に理解のある専門職を紹介するなど必要な施策を講ずるものとする。	B	たたき台第9条「相談窓口の設置、情報の提供等」、第11条「日常生活の支援」、第11条の中の「必要な施策を講ずるものとする」で、その趣旨を規定しています。具体的な施策については、この規定をもとに、今後の状況等を踏まえ検討していくこととします。	60
第12条 (心身の回復に向けた必要な施策)		「必要な施策」の例示として「家事、育児、介護等に係る援助」が加えられるべきと考えます。	B	「必要な施策を講ずるものとする」で対応できると考えます。具体的な施策については、この規定をもとに、今後の状況等を踏まえ検討していくこととします。	61
		県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするために、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス、福祉サービス及び学校における支援が提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。	A	同様の趣旨と考えます。	62

## 県条例骨子(たたき台)に対して頂いた意見の整理表

(A:条例骨子(たたき台)に反映するもの B:反映出来ないと考えるもの)

県条例骨子(たたき台)	頂いたご意見		分類番 A(一 般 な 情 報) B(二 次 被 害) C(三 次 被 害)	県の考え方	通し番号
	民間支援団体の提案	各委員からのご意見			
第13条 (安全の確保)	県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。	県は、警察と連携し、犯罪被害者等の再被害を防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導を行うとともに犯罪被害者等の個人情報を適切に管理し保護するなど必要な処置を講ずる。	B	条例上、「県」には、「県警」が含まれています、	63
第14条 (居住の安定)	県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るために、県営住宅(条例〇条〇号に規定する県営住宅をいう。)への入居において特別の配慮を行うほか、必要な施策を講ずるものとする。	県は、犯罪等による居住の安定を図り、犯罪被害者等の二次被害及び再被害を避けるため、県営住宅(高知県条例〇条〇号に定める住宅をいう)の活用と入居への特別の配慮を行うほか、賃貸住宅の賃料の補助、転居に要する費用の補助、一時的な利用のための施設の提供などの支援を行うとともに、関係機関・団体等及び民間支援団体と連携して賃貸物件情報の収集と提供を行なうなど、その他必要とする施策を講ずるものとする。	A (二 次 被 害) B	二次被害について…規定します。 「再被害」について…たたき台「犯罪等」に趣旨が含まれています。 具体的な施策について…具体的な施策については、その施策の必要性を検討のうえ、判断していくこととなりますので、条例の規定には馴染まないと考えます。	64
第15条 (雇用の安定等)	県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深めるため、必要な施策を講ずるものとする。	目的的部分に①「犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するため」(埼玉)を加えるべきと考えます。「必要な施策」の例示として②「一時的な利用のための住居の提供」(北海道、埼玉、福岡、大分)を加えるべきと考えます。	①B ②A ②B	①更なる犯罪…たたき台「犯罪等」に含まれています。 ②意見を反映します。	65
		「県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等に対する就労支援その他の必要な施策を講ずるものとする。」(滋賀18条) 2 県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深めるため、必要な施策を講ずるものとする。」	B	たたき台「雇用の安定を図る」で対応できると考えます。具体的な施策については、この規定をもとに、今後の状況等を踏まえ検討していくことします。	66
		県は、労働局と連携して、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業者等に対し犯罪被害者等が置かれている状況についての理解を深めるとともに、就労の確保と継続及び、被害回復のための休暇制度を設けることについて要請し、犯罪被害者等の事情に配慮した職場環境の整備等を促進するとともに関係機関・団体等、民間支援団体と連携した就労支援を行うなど必要な施策を講ずるものとする。	①B ②B	①たたき台「必要な施策を講ずる」で対応できると考えます。具体的な施策については、この規定をもとに、今後の状況等を踏まえ検討していくことします。 ②たたき台「雇用の安定を図る」で対応できると考えます。具体的な施策については、この規定をもとに、今後の状況等を踏まえ検討していくことします。	67
		目的部分に①「職場における二次被害を防止するため」(福岡県)を加えるべきと考えます。また、②「必要な施策」の例示として「就労支援」「職場環境の改善」(滋賀県)を加えるべきと考えます。	①A ②B	①意見を反映します。 ②たたき台「雇用の安定を図る」「必要な施策を講ずる」で対応できると考えます。具体的な施策については、この規定をもとに、今後の状況等を踏まえ検討していくことします。	68
		県は犯罪被害者の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため(①)、犯罪被害者が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深め広報、啓発等(②)を行い必要な施策を講ずるものとする。	①A ②B	①意見を反映します。 ②たたき台「必要な措置を講ずる」で対応できると考えます。	69

県条例骨子(たたき台)に対して頂いた意見の整理表

資料 1

(A:条例骨子(たたき台)に反映するもの B:反映出来ないと考えるもの)

県条例骨子(たたき台)	頂いたご意見		分類票	県の考え方	通し番号	
	民間支援団体の提案	各委員からのご意見				
第16条 (県民の理解の増進)	県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について県民の理解を深めるため、二次被害の防止等に係る広報及び啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。	第26条 (県民等の犯罪被害者等への理解の増進)  県は、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、また県民等及び事業者等を通じ犯罪被害者等が置かれている状況についての県民等及び事業者等の理解を深めるとともに、規則で定める「犯罪被害を考える日」(本条例の施行日など)を設けるなど犯罪被害者等への理解を増進する施策を行う。		①「犯罪被害を考える日」や犯罪被害週間を文言に入れるべきである。 ②学校教育と言うふうに学校の文言を入れるべきである。 ・公民・道徳の授業、総合学習での取り組み、学校での講座(いのちを学ぶ教室) ・「いじめ防止」に大きな効果がある。	B  ①たたき台「その他の必要な施策を講ずるものとする」で対応できると考えます。「犯罪被害を考える日」について…犯罪被害者週間で啓発活動に今後も取り組んでいます。 ②学校教育では、各校が必要に応じて人権教育や道徳教育、いのちの大切さを学ぶ学習などを通じ柔軟に取り組んでおり、一律に条例で拘束することは望ましくないと考えます。 具体的な実施内容は指針等に盛り込むべき事項と考えます。	70
				A 意見を反映します。	71	
第17条 (人材の育成)	県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等からの相談の業務その他の犯罪被害者等支援に從事する人材を養成するために必要な施策を講ずるものとする。	第22条 (人材の育成等)  県は、犯罪被害者等が二次被害を受けることのないよう、また適切かつ十分な支援を受けることができるよう、県及び県下各市町村の職員、関係機関・団体等、民間支援団体に所属する者に対し、犯罪被害者等の支援の必要性についての意識を高め、犯罪被害者等の支援を担うために必要とするスキルを身につけるための研修及びその他必要な施策を行う。		・研修は、「二次被害の防止と支援のスキルを身につけるため」という目的文言を入れるべきである。	B  ・たたき台「必要な施策を講ずる」で対応できると考えます。具体的な施策については、この規定をもとに、今後の状況等を踏まえ検討していくこととします。	72
				B  ・研修の実施を例示として加えるべきと考えます。	B  ・たたき台「必要な施策を講ずる」で対応できると考えます。具体的な施策については、この規定をもとに、今後の状況等を踏まえ検討していくこととします。	73
				A 意見を反映します。	74	

県条例骨子(たたき台)に対して頂いた意見の整理表

資料 1

(A:条例骨子(たたき台)に反映するもの B:反映出来ないと考えるもの)

県条例骨子(たたき台)	頂いたご意見		分類番	県の考え方	通し番号
	民間支援団体の提案	各委員からのご意見			
第18条 (民間支援団体に対する支援)	第25条 (関係民間団体に対する援助)	提案された条例骨子案 「県は、民間支援団体の活動の促進を図るために、犯罪被害者等の支援に関する事業の委託、情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。」	B	「その他必要な施策を講ずるものとする」で対応できると考えます。具体的な施策については、この規定をもとに、今後の状況等を踏まえ検討していくこととします。	75
		①平成29年11月こうち被害者支援センター 永国寺町の県施設から退去を求められて越前町の民間賃貸事務所に移転した。賃料18万5000円、駐車場込みで毎月20万円余りの支出を余儀なくされていること。 ②政府の犯罪被害者等基本計画の重点課題4には、「民間支援団体に対する財政的援助の在り方について、施策を実施すべきこと」と定めていること。 ③平成16年施行の宮城条例は、「活動場所の提供」を明記し、民間支援団体の重要性に鑑み、県等による民間支援団体の活動拠点の提供は不可欠だと定めている例があること。 以上①～③の事由からすれば、第18条は、民間支援団体条例案の条項にするべきである。	B	具体的な施策については、その施策の必要性を検討のうえ、判断していくこととなりますので、条例の規定には刷染まないと考えます。	76
		「必要な施策」の例示として、「活動場所の提供」(宮城県)、「助成」(滋賀県)、「人材育成」(和歌山県)を加えるべきと考えます。犯罪被害者等基本法22条は「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割的重要性にかんがみ、その活動の促進を図るために、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする」と規定し「財政上の措置」を明示しています。	B	具体的な施策については、その施策の必要性を検討のうえ、判断していくこととなりますので、条例の規定には刷染まないと考えます。	77

県条例骨子(たたき台)に対して頂いた意見の整理表

資料 1

(A:条例骨子(たたき台)に反映するもの B:反映出来ないと考えるもの)

県条例骨子(たたき台)	頂いたご意見		分類番号	県の考え方	通し番号	
	民間支援団体の提案	各委員からのご意見				
第19条 (支援に関する指針)	県は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する指針(以下この条において「指針」という。)を定めるものとする。 2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。 (1) 犯罪被害者等の支援に関する基本方針 (2) 犯罪被害者等の支援に関する具体的な施策 (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な事項 3 県は、指針を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。 4 県は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。 5 前2項の規定は、指針の変更について準用する。 6 県は、指針に基づく施策の実施状況について、適宜、公表する。	<p>県は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、推進会議に諮って犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画(以下、犯罪被害者等基本計画という。)を定めなければならない。</p> <p>8 2 犯罪被害者等基本計画は、次の各号に掲げる事項について定める。 一 犯罪被害者等の支援に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方針 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 3 犯罪被害者等基本計画を変更しようとするときも、同様に犯罪被害者等支援施策推進会議に諮るものとする。 4 県は、犯罪被害者等基本計画を定め又は変更したときは、議会に報告するとともに速やかにこれを公表しなければならない。 5 県は、犯罪被害者等基本計画に基づき実施した犯罪被害者等のための施策の実施状況について、少なくとも年1回以上定期的に議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。</p>		<p>・条例の重要な部分を「指針」に落とし込むのは反対である。できる限り条文に残すべきだと考える。 ・広範で横断的な総合的支援体制を整備する条項を置いた方が、後の指針に落とし込むより良い。</p>		78
				たたき台に基づき、指針を規定することとし、具体的な施策については、その施策の必要性を検討のうえ、判断していくこととなりますので、条例の規定には馴染まないと考えます。		
			B	たたき台第19条第3、4、5、6項及び、第20条(高知県犯罪被害者等支援推進会議)において、確保されています。	79	
		<p>・順番を入れ替えてはどうか。(第19条→第20条、第20条→第19条) ・「20-2」の趣旨を「19-3」に加え、「20-2」は削除する。</p>	A	意見を反映します。	80	
		<p>第3章 推進の体制等 19条以下については指針で条例化するとのことであるが具体的な支援を条例として明記した方が県民に理解されるのではないかと思われる。</p>	B	具体的な施策については、その施策の必要性を検討のうえ、判断していくこととなりますので、条例の規定には馴染まないと考えます。	81	

## 県条例骨子(たたき台)に対して頂いた意見の整理表

(A:条例骨子(たたき台)に反映するもの B:反映出来ないと考えるもの)

県条例骨子(たたき台)	頂いたご意見		分類番 号	県の考え方	通し番号
	民間支援団体の提案	各委員からのご意見			
第20条  高知県犯罪被害者等支援推進会議	県は、犯罪被害者等支援施策の推進に関し、必要に応じて重要な事項を調査協議させるため、高知県犯罪被害者等支援推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。  2 知事は、前条の指針を定めるに当たっては、あらかじめ推進会議の意見を聞くものとする。	県は、犯罪被害者等のための施策を策定し実施するため、犯罪被害者等及び法曹、保健医療、教育、福祉、報道、関係機関・団体等、民間支援団体の各関係者、及び犯罪被害者等の支援に関し優れた識見を有する学識経験者等によって構成される犯罪被害者等支援施策推進会議(以下「推進会議」という)を設置し、犯罪被害者等をはじめ県民等の意見を施策に適正に反映するとともに、施策策定の過程及び結果を議会に報告し、及び県民等に広く公開して明らかにしなければならない。	B	構成員については、別途設置要綱等で規定します。	82
	3 県は、前条の指針の進ちょく状況等を推進会議において検証し、必要な措置を講ずるものとする。	推進会議は、前2条に規定する調査審議をするほか、知事の諮問に応じ、犯罪被害者等支援の推進についての重要な事項及び犯罪被害者等支援のための施策の実施状況を調査審議し、必要があると認める場合に知事に意見を述べることができる。	B	団体案第2項について、「規則で定める」とありますが、会議の設置及び運営に關する事項については、県では通常、設置要綱等で定めます。	83
	4 推進会議は、犯罪被害者等支援に関する事項に關し、知事に意見を述べることができる。	2 その他推進会議の設置及び運営に關し必要とする事項については、規則で定める。	B	構成員については、設置要綱等で規定します。	84
		・「推進会議」の構成メンバーを例示して加える。(「…(例示)…等で構成する高知県犯罪被害者等支援推進会議…」)	B	たたき台第20条第3項において、指針の進捗が推進会議において検証され、かつ、たたき台第19条第6項の、「県は、指針に基づく施策の実施状況について、適宜、公表する。」において意見が反映されていると考えます。	85
	県は、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	(たたき台案第3項について) 県は、前条の指針(指針で示されるならば)進捗状況等を推進会議において検証し、毎年度、県が実施した犯罪被害者等支援施策の状況を公表するものとする。と、推進会議における公表を行うようにしてはどうか。	A	同様の趣旨と考えます。	86

## 県条例骨子(たたき台)に対して頂いた意見の整理表

(A:条例骨子(たたき台)に反映するもの B:反映出来ないと考えるもの)

県条例骨子(たたき台)	頂いたご意見		分類系	県の考え方	通し番号
	民間支援団体の提案	各委員からのご意見			
(1) 施行期日 (2) 見直し(県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じてこの条例を見直す)					87
たたき台に規定なし		<p>「高知県被害者等支援調整会議」 1 県は、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関わるものと緊密に連携し、相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進するため、高知県犯罪被害者等支援調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。 2 前項の調整会議においては、犯罪被害者等がいずれの団体又は機関に支援を求めた場合においても同様に、必要とする支援が受けられるものとするよう調整するものとする。」</p> <p>犯罪被害者等基本法7条「連携協力」の規定に則り連携体制の整備が盛り込まれるべきと考えます。大分では9条で「県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関するものと連携し、相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進するための体制を整備するものとする」と規定しています。滋賀(10条)・福岡(9条)では「総合的支援体制の整備」として、県・国・市町村・民間支援団体の連携協力の他、「体制を整備するに当たっては、犯罪被害者等がいずれの団体又は機関に支援を求めた場合においても同様に、必要とする支援が受けられるものとするよう努めるものとする」ことや、滋賀においては「他の都道府県との情報の共有その他連携」が規定されている。北海道(9条)・埼玉(20条)においても「推進体制の整備」が独立した条項で規定されている。骨子案では20条の「高知県犯罪被害者等推進会議」が連携協力に係る規定とされていますが不十分と考えます。</p>			
第20条(総合的支援体制の整備)	<p>県は、他の都道府県や県下各市町村、関係機関・団体等、民間支援団体及びその他の関係する者と情報を共有しつつ連携・協力して、犯罪被害者等がどの機関又は団体を起点としても、直面しているさまざまなお問題を解決するために必要とする支援を受けられるよう総合的な支援体制を整備する。</p> <p>県は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになるために必要な情報、口頭だけでなく、対応が可能な県、県下各市町村の部局をはじめ、広範で横断的な社会資源や支援制度についての一覧表を用いるなどの方法で情報の提供を行い、犯罪被害者等が直面するさまざまなお問題についての相談に応じ、助言を行うとともに、府内及び府外を問わず支援に関する総合的な調整を行う。</p>	<p>①専用相談窓口で、広範で横断的な社会資源や支援制度について説明のある一覧表を交付して説明する。 ②「その他関係する者」人権擁護委員、民生・児童委員、保健師・助産師など ③社会福祉協議会 ・家事支援サービス制度がある。 ④警察署の管轄区域ごとに推進体制を作ることが望ましい。(神奈川) ⑤⑥緊急支援体制(神奈川) 神奈川:「犯罪等により死傷者が多数に上る事案そのほかの重大事件」についての条項がある。本県では現時点では不要と考える。 ・条例の重要な部分を「指針」に落とし込むのは反対である。 できる限り条文に残すべきだと考える。</p>	B	<p>・たたき台に、新設第9条として、(連携体制の整備)「県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関するものと連携し、相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進するための体制を整備するものとする。」を規定します。</p> <p>・たたき台中、「…支援を推進するための体制を整備するものとする。」において、各委員の皆様からの意見の趣旨が規定されていると考えます。具体的な施策については、この規定をもとに、今後の状況等を踏まえ検討していくこととします。</p>	88

## 県条例骨子(たたき台)に対して頂いた意見の整理表

(A:条例骨子(たたき台)に反映するもの B:反映出来ないと考えるもの)

県条例骨子(たたき台)	頂いたご意見		分類系	県の考え方	通し番号
	民間支援団体の提案	各委員からのご意見			
たたき台に規定なし		「個人情報の収集及び適切な管理（福岡24条、三重24条）県の実施機関は、犯罪被害者等及び関係者の個人情報をその他適切な管理を要する情報の取扱いの方針等を定め、その職員に遵守させるとともに、市町村、民間支援団体等との連携協力のためこれらの情報を提供するとときは、その職員、構成員等に当該情報を県の職員に準じて適切に取り扱わせるよう求めるものとする。」	A	意見を反映します。	89
	第19条(旅行者、一時滞在者等の支援)	県は、刑事・民事等を問わず犯罪被害者等が犯罪等に起因して直面する法律問題の円滑な解決を図るために、日本司法支援センター、弁護士会、民間支援団体と連携することにより、犯罪被害者等の支援に理解のある弁護士による相談体制の充実その他必要な施策を講ずるものとする	B	具体的な施策については、その施策の必要性を検討のうえ、判断していくこととなりますので、条例の規定には馴染まないと考えます。	90
	第22条(直接支援員、相談員への委託)	県は、犯罪被害者等がその被害にかかる申告及び刑事手続への参加を容易にするため、関係機関・団体等、民間支援団体と連携し、必要な施策を講ずるものとする。	B	具体的な施策については、その施策の必要性を検討のうえ、判断していくこととなりますので、条例の規定には馴染まないと考えます。	91
	第19条(旅行者、一時滞在者等の支援)	県は、県の区域内において犯罪等により害を被った旅行者、その他一時滞在者に対し、民間支援団体と連携して、相談、情報の提供等必要な施策を行う。  ①地域の実情として以下の事由があり、限定的であっても支援活動条項を入れて高知の特色を出す方が良い。 ・幕政時代から続く日曜市と、近時のひろめ市場のにぎわい ・イベント(よさこい祭り)参加者 ・お遍路文化(約25ヶ所の寺院) ・クルーズ船の寄港 ②支援する程度について。 相談、情報提供、連絡の手助けに限定する。 県外在住の者、旅行者、一時滞在者に対してもこの程度の支援は、行う必要がある。 ③高知条例の目玉条項として入れるべきである。	B	県たたき台第2条(定義)の「(2)犯罪被害者等(犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族)」に、旅行者や一時滞在者の趣旨が含まれているので、規定はしないこととします。	92
	第22条(直接支援員、相談員への委託)	県は、被害者等が支援を必要と認める場合において、当該被害者等の求めがあったときには、民間支援団体に委託する方法により直接支援員・相談員に協力を要請することができる。  2 県は、前項の直接支援員・相談員が円滑な支援を行うために必要とする知識又は技術を提供しそ他の必要な配慮を加えるものとする。	B	直接支援員、相談員については、支援法、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則において役割が規定されていますので、条例による規定は馴染まないと考えます。	93

県条例骨子(たたき台)に対して頂いた意見の整理表

資料 1

(A:条例骨子(たたき台)に反映するもの B:反映出来ないと考えるもの)

県条例骨子(たたき台)	頂いたご意見		分類	県の考え方	通し番号
	民間支援団体の提案	各委員からのご意見			
たたき台に規定なし	県[は、犯罪被害者等の支援]に従事する者が犯罪被害者等の支援を行う過程において、二次受傷を負うことを防止し、回復し、軽減し、またその安全を確保するため、支援従事者に対する相談体制を充実するなどその他必要な施策を講ずるものとする。	滋賀：民間支援団体に対する支援「県は、支援従事者がその業務に従事する過程において、受ける心理的な負担を軽減することができるよう支援従事者に対する心理相談の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。」との例があるので、本条例に入れるのが望ましい。	B	被害者支援に特化した条例なので、「二次受傷」の規定は必要ないと考えます。 「二次受傷の防止」については、指針で定めるべきと考えます。	94
		「保護、捜査、公判等の過程における配慮等」として犯罪被害者等基本法19条に則り、「県は、犯罪被害者等の保護、その被害(二次被害を含む。)に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるよう努めるものとする」(和歌山県)との規定を加えるべきと考えます。	B	たたき台第3条「基本理念」を含め、それぞれの条項に、趣旨が規定されていると考えます。	95